

介護給付サービス加算

加 算	加 算 条 件
日常生活継続支援加算Ⅱ*1	介護福祉士の配置割合、新規入所者の介護度又は認知症度の所定の割合及びたんの吸引等を行う利用者の所定の割合が算定要件を満たした場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ*1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が8割以上または、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が3割5分以上配置した場合
看護体制加算Ⅰロ	常勤、看護職員を1名以上配置した場合
夜間職員配置加算Ⅳロ	所定の配置人数より1名以上の夜勤職員を配置し、夜間を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施が出来る介護職員を配置した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等と連携して個別訓練計画を作成、計画に基づき実施した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	利用者ごと褥瘡発生と関連のあるリスクについて、評価を行い評価結果について厚生労働省へ提出し、褥瘡管理の実施にあたって当該情報を活用し、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成、褥瘡管理を実施、記録、計画書の見直した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算Ⅰ	排泄介護を要する利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価し、評価結果を厚生労働省に提出のうえ、排泄支援にあたって当該情報等を活用した場合であって、排泄に介護を要する原因を分析、支援計画を作成、計画に基づき実施した場合
排せつ支援加算Ⅱ・Ⅲ	施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して排尿・排便の状態が改善された場合
初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合に30日間加算
外泊時費用	利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として加算。 (但し、入院・外泊の初日及び末日の負担はありません)
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出し、提出した基本情報及びその他の情報を

	適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が、低栄養状態の利用者に対して食事の観察を週3回以上行い、栄養状態等を踏まえた食事の調整を実施し、退所する場合は退所後の食事相談支援を行う場合であって、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり、当該情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、多職種共同して自立支援に係る計画書を策定、計画書に従ったケアを実施した場合であって、評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
ADL維持等加算Ⅰ	利用者全員の初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた利用者の調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除く利用者のADL利得を平均して得た数が1以上で、評価の結果等の情報を厚生労働省に提出、フィードバックを受けている場合
ADL維持等加算Ⅱ	利用者全員の初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた利用者の調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除く利用者のADL利得を平均して得た数が2以上で、評価の結果等の情報を厚生労働省に提出、フィードバックを受けている場合
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる該当者に経口維持計画書を作成し医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理した場合。
療養食加算	療養食（糖尿病食・心臓病食等）を提供した場合
再入所時栄養連携加算	医療機関入院後、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養・嚥下調整食の新規導入）1回限り
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置基準数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合

看取り介護加算 I 1	看取り介護を行った場合（死亡日以前 31～45日）
看取り介護加算 I 2	看取り介護を行った場合（死亡日以前 4～30日）
看取り介護加算 I 3	看取り介護を行った場合（死亡日、前日、前々日）
看取り介護加算 I 4	看取り介護を行った場合（死亡日当日）
退所前訪問相談援助加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、退所後に生活する居宅を訪問、居宅サービス等について相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	入所者の退所後 30 日以内に入所者の居宅を訪問して相談援助を行った場合（1 回限り）
退所時相談援助加算	食事、入浴、健康管理等生活に関する相談、運動機能、日常生活動作の維持・向上を目的とした各種訓練、家屋の改善、介助方法に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、居宅支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算 I	所定の単位数にサービス別加算率（83/1000）を乗じた単位数を加算
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定の単位数にサービス別加算率（27/1000）を乗じた単位数を加算
※上記については、必要に応じて加算することとします。（*1はいずれかを加算いたします。）	